

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、広島市
西区三滝本町二丁目十三番二十四号、土屋信三及び東広島市西条町西条四百七十番地十三、
秋光民恵の請求に係る監査を次のとおり執行したので、同規定によりその結果を公表する。

平成二十一年九月二十五日

広島県監査委員　富　永　健
高　下　原　健
加　賀　橋　原　健
美　和　義　康　健
正　則　充　三

同　同　同

広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定により、広島県職員措置請求について、次のとおり監査を執行した。

平成 21 年 9 月 25 日

広島県監査委員	富 永 健 三
同	下 原 康 充
同	高 橋 義 則
同	加賀美 和 正

第 1 監査の請求

1 請求人

広島市西区三滝本町二丁目 13 番 24 号 土 屋 信 三
東広島市西条町西条 470 番地 13 秋 光 民 惠
(監査請求人代理人)
広島市中区八丁堀 5 番 22 号メゾン京口門 202 号
法律事務所八丁堀法律センター 弁護士 山 田 延 廣
同 藤 井 裕

2 請求書の提出日

平成 21 年 7 月 24 日

3 請求の要旨

広島県知事は、辰野裕一元教育長及び榎田好一現教育長に対して、金 2,862,589 円及びこれに対する遅くとも平成 11 年 12 月 10 日から完済に至るまで少なくとも年 7.25% の延滞金の返還を求めるために必要な措置を講じるよう求める。

(請求の理由)

ア 県は、平成 12 年 10 月 5 日、広島地方裁判所に対し、広島県高等学校教職員組合所属の広島県立高等学校の教職員らが、平成 10 年 4 月から平成 11 年 8 月までの間に、勤務時間中に職場を離脱したとして、この離脱した時間に相当する同教職員らに対して支払った給与額は不当な利得であるとして、離脱した教職員ら 107 人に対して、総計金 9,086,205 円及びこれに対する遅くとも平成 11 年 12 月 10 日から完済に至るまで少なくとも年 7.25% の延滞金の返還を求める訴訟を提起した。

イ 広島地方裁判所は、平成 17 年 5 月 31 日、教職員らの職場離脱行為は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に違反して返還請求し得るとしたものの、①学校長又はその委任を受けた教頭は、教職員らに対し、職場離脱行為は違法であることを説明したうえ、組合活動のため職場を離脱するのであれば正式な手続により有給休暇を取得するよう指導する義務があり、これを怠ったことにより職場離脱が生じたため、校長や教頭には過失があったといえる、②当時の辰野裕一元教育長は、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる者として、学校長に対し、その職務を適法に遂行するよう指導監督する義務を負っており、法令に違反した職場離脱行為及び給与の支払が行われているにもかかわらず、学校長に対し、これを是正するよう指導監督すべきであるのにこれを怠った点で過失がある、③榎田好一現教育長は当時県教委の指導課長及び教職員課長であったため、学校長に対し、本件職場離脱行為が違法である旨を教示し、教職員に対しそのような扱いが禁止されていることを周知徹底させるよう指導すべきであったにもかかわらず、このような指導を行わなかつたもので過失があるとして、教職員らの過失相殺の主張を認めて県の請求を全て棄却した。

ウ 広島高等裁判所（控訴審）は、平成 19 年 2 月 22 日、県が予備的に主張した教職員らの違法行為を認めたうえで、前記イの広島地方裁判所判決と同様、①榎田好一現教育長ら当時の県教委担当課長らは、破り年休（組合年休）がほとんどの県立学校で行われていたことについて十分認識していたことにより指導監督義務違反を認め、②辰野裕一元教育長に対しても指導監督義務に懈怠があつたことを認めたうえで、「本件違法行為（職場離脱行為）にある意味加担したといわれても仕方のない対応に終始してきた学校長あるいは学校長に対する指導監督を怠ってきた県教委の責任を看過することはできず、これを等閑視して教職員のみに責任を引き受けさせることもまた公平

を欠くといわなければならない」として、辰野裕一元教育長や榎田好一当時の教職員課長及び指導課長ら県教委側の責任（過失）割合は5割であるとして、請求額の半額だけの請求を認めた判決をなした。

エ これに対し、県と教職員らのいずれも最高裁判所に上告又は上告受理の申立をしたが、最高裁は平成21年5月13日付けで双方の上告及び上告受理の申立を棄却した。

この結果、県教委関係者の前記ウの過失により、県は組合年休取得による損害のうち、半額しか返還請求できなくなり、残半額については損失を生じた。

なお、前記訴訟遂行中、一部教職員に対する請求が取り下げられたため、最終的には計68名に対し、総計金5,725,178円及びこれに対する遅くとも平成11年12月10日から完済に至るまで少なくとも年7.25%の延滞金の返還請求をなし、県教委側5割の過失相殺により、請求元本の半額である2,862,589円しか請求が認められなかつたため、県は、残半額及びこれに対する延滞金について損害を被つたこととなつた。

オ 広島地裁及び広島高裁判決は、いずれも辰野裕一元教育長及び榎田好一現教育長の過失責任を明確に認めており、最高裁判決によって、この判決内容が確定した。

県知事は、これによって両名に対して損害賠償請求し得るのに、請求しようとせず、このまま放置すると消滅時効により損害賠償が不可能となる。

カ 県知事及び県教委は、教職員らは違法な組合年休を取得したとして、訴訟提起により教職員らに損害請求するなどして厳しく対応したのに、県教委幹部らの責任については放置しようとしている。これは、部下には厳しく身内幹部らには甘い対応であるとしか言いようがなく、県教委幹部らの管理者としての責任についても厳しく対応すべきである。

4 請求の要件審査

- (1) 措置請求書の内容、事実を証する書面及び委任状に不備が認められたため、平成21年7月31日付け広監委第22号により補正を求めた。
- (2) 平成21年8月7日に、請求人から補正した書類が提出された。

5 証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、平成 21 年 8 月 20 日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。この陳述において、請求人 2 名及び請求人代理人 1 名が出席し、措置請求書に記載されている内容のほか、「本件の職場離脱は、教職員らの長時間勤務・超過勤務に対する回復軽減措置として、長年にわたる労使交渉の結果として認められてきたものである。県教委は、県立学校の職場では、長年、組合年休が許されていることを承知し、放置して取得させておきながら、取得した教職員に対し欠勤として給与返還の訴訟を提起した。確定判決では辰野裕一及び榎田好一の過失責任を認め、教職員らと県教委側の過失割合を 5 割とし、半額の請求だけを認めた。被告となった教職員らは全員が既に請求額に延滞金を加えて支払っているにもかかわらず、両名にはなんらの責任も負わせようとしておらず、身内の管理職には極めて甘い対応であると言わざるを得ない。兩人にも相応の責任を負わせ、行政が公正・公平であることを県民に示して欲しい」旨の陳述が行われるとともに、その内容を文書にした意見書の提出があった。

また、新たな証拠として、平成 19 年 2 月 26 日に教職員らが県に対して支払った額の総額及びその内訳を示す資料が提出された。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

県が辰野裕一元教育長（以下「辰野元教育長」という。）及び榎田好一現教育長（以下「榎田現教育長」という。）に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）に基づく損害賠償請求権又は国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）に基づく求償権を有するものと認められるか否かについて監査の対象とした。

2 監査の対象機関及び関係人

法第 242 条第 4 項及び法第 199 条第 8 項の規定により、総務局を監査の対象機関、教育委員会を関係人として監査実施通知を発したところ、総務局長から平成 21 年 8 月 24 日付で「本件については教育委員会に知事の事務を補助執行させる」との文書回答があつたため、平成 21 年 8 月 31 日に教育委員会を監査の対象機関として監査を実施した。

第3 監査の結果

1 監査の対象機関（教育委員会（以下「県教委」という。））からの説明

(1) 本件事案に係る訴訟での過失の有無に関する主張内容

ア 校長及び教頭の過失について

(ア) 平成10年6月以降文部省（現文部科学省）は正指導の取組が行われるまでは、勤務時間中の組合活動に限らず、それぞれの県立学校の教育活動及び管理運営の全体を通じ、不適切な実態が見られたが、県立学校では、「多種多様な形で校長権限が制約され、法令等を逸脱する状況がつくりだされた」状況であった。

そうすると、仮に校長及び教頭が、いわゆる「破り年休」を行使しないよう「指導」等を行う義務を負うとしても、校長や教頭にそうした行為を行うことを期待することは無理というものである。

(イ) 広島県高等学校教職員組合は、いわゆる「破り年休」は、確立した労使慣行に基づく権利であると主張し、平成11年8月までこれを行っていたのであるから、その組合員である教職員らが、各々年次有給休暇を残していたからといって、これを、いわゆる「破り年休」に代えて行使するはずもない。

仮に校長や教頭が、教職員らに対し、正規の手続により年次有給休暇を取得するよう指導したとしても、教職員らはこれに従うはずもなく、確立した労使慣行に基づく権利であると確信する、いわゆる「破り年休」を行ったと考えられる。

(ウ) 以上の次第で、勤務時間中の組合活動に関して、校長や教頭が何らかの権限を自発的に行使することは、期待し難いところであった。

イ 辰野元教育長の過失について

県教委は、平成11年8月19日の広島県議会文教委員会で指摘されるまで、いわゆる「破り年休」の存在を認識していなかった。したがって、勤務時間中の組合活動に関して、辰野元教育長が、校長らに対し、これを是正するように指導、監督するような権限を自発的に行使することは期待し難いところであった。

ウ 榎田現教育長の過失について

榎田現教育長は、平成10年度には県教委事務局教育部指導課長であつ

たが、この職は、人事管理とはかかわりがなく、また、平成11年度には、同事務局管理部教職員課長として、県立学校の職員の人事管理等に関する事務を分掌していたが、それは上司の命を受けながらするものであり、同人が何らかの「指導」を行っていないことをもって、職務上の法的義務違反があつたとはいえない。

同人は、県立高等学校で教頭を務めたことがあつたが、いわゆる「破り年休」の全体像を把握して、職員の勤務及び勤務時間に係る管理の観点から法的問題を分析するための材料を持っていたと考えることはできない。

したがつて、同人において、職務上の法的義務違反があつたとする根拠は見出しづらい。

エ 教職員らの損害賠償請求権について

教職員らの損害賠償請求権については、校長・教頭や教育長等の「過失」によって生じた「損害」とはどのようなものか、校長らの加害行為と損害との間にどのような因果関係があるというのか、明らかでない。

校長等が、いかなる「地位、権限」に基づいて「義務」を負うというのか明らかでないし、地方公務員である県立学校長の職務に至らぬ点があつたとしても、「教職員に対する義務」に違反したとはいえない。

(2) 辰野元教育長らの県に対する賠償責任として考えられるのは、不法行為責任か国家賠償法に基づく求償責任であるが、次の理由により、不法行為責任も求償責任も成立しない。

ア 判決が認めている過失は辰野元教育長らの職務懈怠であり、判決の考え方では、この職務懈怠によって損害が発生するのは教職員らについてであり、県に損害が発生することはないことから、辰野元教育長らの県に対する不法行為成立の余地はない。仮に辰野元教育長らの県に対する不法行為が成立するとなれば、県に損害が発生することになり、教職員らに損害が発生しないことになるから、教職員らの相殺は認められなくなる。

イ 教職員らが辰野元教育長らの監督権限の不行使によって損害を被ったとして国家賠償請求訴訟を提起し、それが認められた場合に初めて求償の問題が発生するが、本件においては、そのような訴訟は提起されていない。判決理由において「控訴人は、国賠法1条に基づき、被控訴人ら（教職員ら）に対する損害賠償責任を負う」と認められてはいるが、判決理由中の

この部分によって、教職員らが県に損害賠償を請求できることになるわけではなく、県に教職員らに対する国家賠償責任があると判決が認めたことになるわけではない。

したがって、辰野元教育長らに対する求償の問題が発生する余地はない。

(3) 仮に国家賠償法に基づく求償の問題が発生するとしても、次の理由により、辰野元教育長らには、故意又は重大な過失はない。

ア 国家賠償法第1条第2項は、「公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する」と規定しているところ、「重大な過失」とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す」（最高裁昭和32年7月9日第三小法廷判決）ものと解されており、高裁判決の認定判断を前提としても、辰野元教育長及び学校長において「重大な過失」があったと評価をすべき理由はない。

イ 高裁判決は、辰野元教育長及び学校長について、「過失」があると述べるにとどまり、故意又は重大な過失があった旨の認定判断はなされていない。

ウ 県においては、これまで国家賠償法第1条第2項の規定により、職員に対し、求償権を行使した例はないと承知している。また、法務省の調査によると、国家公務員の違法行為を理由として国家賠償法第1条第1項に基づき提訴され、平成19年1月から平成20年6月までの間に国の敗訴（一部敗訴を含む。）が確定した29件のうち、国が求償権を行使したのは、公務員の行為が故意によるものであることが明らかであるとされた2件のみであり、本件事案において求償を行わないこととしても、他の事案との均衡を失することはない。

エ 高裁判決は、「県教委の担当課長ら」に義務懈怠があった旨の教職員らの主張は採用の限りでない旨明快に述べており、県が榎田現教育長に対して求償を行う根拠は、もとより存在しない。

才 なお、当時の県教委幹部（辰野元教育長を含む。）や県立学校長に対しては、いわゆる「破り年休」にかかわって、平成 11 年 11 月 12 日付けで懲戒処分等がなされているから、服務規律にかかわる責任を重ねて問う理由はない。

2 事実関係等の確認

(1) 経緯

年月日	通知名等及び主な内容
平成 10 年 5 月 20 日	県教委は、文部省（現文部科学省）から、県の教育について、法令等に照らして逸脱、あるいはそのおそれがあるなど不適正な状況があるとして、その是正を図るとともに、少なくとも 3 年間、是正状況を報告するよう指導を受けた。是正指導項目の中に「教員の勤務及び勤務時間に係る管理」が含まれていた。
平成 10 年 6 月 9 日	県教委は、県立学校長あてに「学校運営の適正化について」と題する教育長通知を発し、次の事項について、速やかに是正措置を講じるよう求めた。 2 教職員の服務について 教職員の服務については、法令、条例及び服務規程等により、適正に処理すること。
平成 10 年 8 月 6 日	県教委は、県立学校長あてに「学校運営に関するヒアリングについて」と題する教育長通知を発し、平成 10 年 8 月 10 日から同月 28 日までヒアリングを実施した。
平成 10 年 12 月 17 日	県教委は、県立学校長あてに「学校運営の適正化について」と題する教育長通達を発し、次の事項に留意して、学校運営の適正化に万全を期するよう求めた。 1 教職員の勤務管理について (1) 教職員の服務及び出張、研修等の取扱いについては、法令、条例及び服務規程等に則り、校長の権限と責任に基づき適正に処理すること。 (2) 教職員の勤務管理を適切に行うため、勤務時間（休息時間も含む。）における所属教職員の勤務の実態について、十分に把握すること。
平成 11 年 8 月 19 日	県議会文教委員会において、委員より、県立学校において教員が勤務時間中に組合の会合に出席しながら正式に年休を取得せず、職務専念義務違反が行われている旨指摘があった。
平成 11 年 8 月 24 日	県教委は、県立学校長あてに「出勤簿の写しの提出について」と題する事務連絡を発した。

平成 11 年 9 月 10 日	<p>県教委は、県立学校長あてに「職員団体のための職員の行為の制限について」と題する教育長通達を発し、勤務時間中における職員団体のための職員の行為について、法令等に則った適正な処理ができていない実態が見受けられるとして、次の事項に留意して、職員の適正な勤務管理の徹底を図ることを求めた。</p> <p>1 職員は、法令等の特別な定めがある場合を除くほか、勤務時間中においては職務に専念する義務を負うものであり、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することはできないものであること。</p> <p>2 1 の法令等に特別の定めがある場合とは、専従許可を受けている場合のほか、次の場合又は期間であること。</p> <p>(3) 勤務時間等条例第 12 条に規定する年次有給休暇の期間</p> <p>3 上記に反するいわゆる「労使慣行」については、無効であること。</p>
平成 11 年 9 月 16 日	県教委は、県立学校長あてに「勤務時間中の職員団体のための職員の活動状況等について」と題する教職員課長通知を発し、報告を求めた。
平成 11 年 10 月 6 日	県教委は、関係県立学校長あてに「勤務時間中の職員団体のための職員の活動状況等について」と題する教職員課長通知を発し、報告を再度求めた。
平成 11 年 11 月 12 日	県教委は、平成 10 年 12 月 17 日から平成 11 年 8 月 31 日まで(榎田現教育長については、平成 11 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで)の期間において、「教職員の適正な服務管理を指導監督する立場にありながら、職務に専念していない教職員への指導を怠り、学校運営に支障をきたし、学校教育に対する県民の信頼を著しく損なわせた」として、辰野元教育長に対し減給額 1/10、期間 1 ヶ月間の減給処分を、榎田現教育長に対し文書訓告の処分を行った。
平成 11 年 11 月 18 日	県教委は、関係県立学校長あてに「勤務時間中の職員団体のための職員の活動状況等について」と題する教職員課長通知を発し、報告を求めるとともに、調査票を提出しない職員等に対して職務命令を発するよう求めた。
平成 11 年 12 月 21 日	県教委は、県立学校長あてに「勤務時間中の職員団体のための職員の活動状況等について」と題する教職員課長通知を発し、報告を求めた。

平成 11 年 12 月 27 日	県教委は、関係県立学校長あてに「勤務時間中の職員団体のための職員の活動状況等について」と題する教職員課長通知を発し、欠勤時間の確定を行うよう求めた。
平成 12 年 3 月 6 日	県教委は、職場離脱時間を特定した教職員に対し、当該職場離脱時間に相当する過払給与を返還するよう納入の通知を行った。
平成 12 年 10 月 5 日	県は、過払給与の返還に応じない教職員らに対し、過払給与返還請求事件（平成 12 年（ワ）第 1734 号）を広島地方裁判所に提起した。
平成 17 年 5 月 31 日	広島地方裁判所が、原告（広島県）の被告ら（教職員ら）に対する請求を棄却する判決の言渡しを行った。
平成 19 年 2 月 22 日	広島高等裁判所が、被控訴人ら（教職員ら）は、控訴人（広島県）に対し、それぞれ、返還請求額の 2 分の 1 及びその延滞金を支払えとの判決の言渡しを行った。
平成 21 年 5 月 13 日	最高裁判所は、県及び教職員らからの上告及び上告受理申立てを棄却及び受理しない決定を行った。

(2) 平成 21 年 5 月 13 日付け最高裁決定により確定した平成 19 年 2 月 22 日付け広島高等裁判所判決（以下「確定広島高裁判決」という。）の内容

ア 学校長の責任

正式な手続により年休を取得せず勤務時間中に職場を離脱して組合活動を行うことは、地方公務員法第 55 条の 2 第 6 項に反する行為であり、既に平成 10 年 6 月ころ以降、県教委から学校長に対し数次にわたって通知等がされていたのであるから、教育長から職員の休暇に関する事務の委任を受けている学校長は、教職員らに対し、勤務時間中に組合活動等のため職場を離脱する必要があるのであれば、正規の手続により有給休暇を取得するよう説明し指導する義務があったというべきである。この義務は、学校長の地位、権限からして、単に教育行政における抽象的、一般的なものにとどまらず、適正な有給休暇を取得、確保させるという意味で、教職員に対する義務でもあったといわなければならない。したがって、この義務を怠った点で、学校長及び教頭には公権力の行使に関し過失があったといえる。

イ 教育長の責任

(ア) 教育長は、職員の休暇に関する事務を県立学校長に委任した立場にある者として、県立学校長がその受任事務を適正に遂行するよう指導、監

督すべき義務を負っていたのに、違法な本件各職場離脱を是正するなどの指導、監督が不十分であった点において、教職員らに対する関係で不法行為責任を免れないと解するのが相当である。

- (イ) その理由は、教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどるとともに、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。したがって、教育長は、教育行政を掌理する教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる者として、県立学校の校長に対し、その職務を適正に遂行するよう指導、監督すべき義務を負っているといえる。ところが、法令に違反した職場離脱行為及び給与の支払がなされていたにもかかわらず、本件各職場離脱時の教育長は、学校長に対し是正をするよう指導、監督すべきであったといえるが、数次の通知等を発し実態資料を収集するなどはしたもの、違法な職場離脱行為が広範に繰り返されることを防げなかつたのであるから、学校長に対し、適切な指導、監督を怠ったものと評価せざるを得ず、この点で、公権力の行使に関し、過失があったといえる。
- (ウ) 辰野元教育長が就任の当初から明確に、いわゆる「破り年休」の実態を認識し把握していたとまでは認めるに足りないが、いわゆる「破り年休」がほとんどの県立学校で行われていたこと、県教委担当課長らは、その実態について十分認識していたといえることを踏まえて、教育長の職責を考慮するならば、同元教育長には、その指導、監督義務に懈怠があつたといわざるを得ず、過失責任は免れ難い。

ウ 県教委の担当課長らの責任

辰野元教育長以外の県教委の担当課長ら（榎田現教育長ら）の義務懈怠については、本件に関連する同課長らの職務執行の当否は、基本的に、学校長及び辰野元教育長の義務懈怠の評価に包摂されるということができ、本件訴えの結論を導くにあたり、独立して判断する必要があるとは認められない。

エ 県の国家賠償責任

- (ア) 学校長及び辰野元教育長の教職員らに対する義務懈怠は前記ア及びイのとおりであり、その過失責任が肯定できるから、県は、国家賠償法第1条に基づき、教職員らに対する損害賠償責任を負うこととなる。
- (イ) 教職員らは県に対し、過払給与額の返還債務と同額の損害賠償請求

権を有する（ただし、後記才の過失相殺がある）。その理由は、本件各職場離脱の時間数を超える有給休暇が残されており、学校長及び辰野元教育長がなすべき職務（指導、監督行為）を遂行し、前記職務懈怠がなければ、教職員らは、正式の年休を取得して本件職場離脱をしていたものと推認されるから、同過失によって、本件訴訟で県が教職員らに請求する過払給与額と同額の損害を被ったといえるからである。

オ 過失相殺

職場離脱を行ったのは、ほかならぬ教職員らであり、学校長等の默認があったとはいえ、それが本来の有給休暇取得手続とは大きくかけ離れた、無定型で、記録にもとどめられないものであるだけに、違法性の意識を抱くのに困難はなかったというべきである。したがって、教職員らに対しては、このような手段による職場離脱を控えることが期待できたから、教職員らにも相当の落度があるといわなければならず、過失相殺の対象とするのが相当である。その過失割合は、双方の違法性、責任の度合いには軽重をつけ難いというべきであるから、いずれも5割と評価するのが相当である。

教職員らは、平成15年7月15日の原審口頭弁論期日において、前記損害賠償請求権と県の教職員らに対する不当利得返還請求債権とを対当額で相殺する旨の意思表示を行っており、上記過失割合を考慮すると、不当利得返還請求債権は、その発生日に遡り、2分の1の限度で消滅したことになる。

(3) 教職員らの支払

教職員らは、確定広島高裁判決後の平成19年2月26日、確定広島高裁判決による相殺後の不当利得返還額及びその延滞金の額に相当する5,538,828円を県に対し支払っている。

3 判断

以上のような事実関係等の確認及び監査対象機関からの説明に基づき、本件請求について、次のように判断する。

- (1) 請求人は、辰野元教育長ら県教委関係者の過失により、県は本件職場離脱に係る不当利得返還請求額の半額しか返還請求できなくなり、残半額については県に損失を生じさせたため、辰野元教育長及び榎田現教育長に対して、

その残半額及び延滞金の返還を求めるための必要な措置を講じるよう知事に求めている。

- (2) 損害賠償の請求根拠について、請求人らは措置請求書及び陳述では明示していないが、知事が辰野元教育長及び榎田現教育長に対して損害賠償を請求するとした場合の法的根拠としては、民法第709条の規定による不法行為責任又は国家賠償法第1条第2項による求償権が考えられる。
- (3) 民法第709条の不法行為責任は、辰野元教育長らが故意又は過失により県に損害を与えた場合に認められるものであるが、前記2の(2)エで確認したとおり、確定広島高裁判決の判決理由においては、辰野元教育長らの過失により損害を被ったのは教職員らであり、県ではない。また、その責任も、国家賠償法第1条による賠償責任と判示されている。本件職場離脱行為に係る不当利得返還請求に関し、この判決理由が認める事由以外に辰野元教育長らの行為により県に損害が生じたという事由は認められず、県は民法第709条に基づいて辰野元教育長及び榎田現教育長に損害賠償請求することはできない。
- (4) 前記2の(2)エで確認したとおり、確定広島高裁判決の判決理由においては、県は教職員らに対し、国家賠償法第1条に基づき賠償責任を負うとされていることから、以下国家賠償法第1条第2項に基づく求償権について検討する。
- (5) 国家賠償法第1条第2項に基づく求償権は、加害公務員に「故意」又は「重大な過失」があったときに、県がその公務員に対して有するものである。「故意」とは、「一定の結果の発生すべきことを意図して、又は結果の発生すべきことを認識ないしは予見しながらそれを容認して、行為をする心理状態をいう」とされ（国家賠償訴訟の理論と実際〔法務省 国賠訴訟実務研究会編〕）、また、「重大な過失」とは、最高裁判所昭和32年7月9日判決によれば、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す」と判示されているところである。

ここで、国家賠償法第1条第2項において、求償権の要件を「重大な過失」とした趣旨は、「軽過失でも求償し得るとしたのでは、公務員が萎縮し、職

務の執行に当たって過度に慎重になって積極的な職務執行が望めなくなるおそれがあり、ひいては行政の停滞をもたらすという、政策的な配慮に基づくもの」とされている（国家賠償訴訟の理論と実際〔法務省 国賠訴訟実務研究会編〕）。

(6) 前記2の(2)イ、ウ及びエで確認したとおり、辰野元教育長については、確定広島高裁判決の判決理由において、故意ではなく過失責任が認められており、榎田現教育長については辰野元教育長の義務懈怠の評価に包摂されるとしている。したがって、本件請求については、辰野元教育長及び榎田現教育長の過失責任が国家賠償法第1条第2項の「重大な過失」に該当するか否かを検討する。

(7) まず、辰野元教育長について検討する。

前記2の(1)の経緯で確認したとおり、平成10年5月20日の文部省（現文部科学省）からの是正指導を受け、県教委においては、平成10年6月9日以来、教職員の勤務管理を含む「学校運営の適正化」について数次の通知等を発するとともに、同年8月には県立学校長に対し学校運営に関するヒアリングを実施するなどしている。

また、前記2の(2)イで確認したとおり、確定広島高裁判決の判決理由においても、「数次の通知等を発し実態資料を収集するなどはしたものの、違法な職場離脱行為が広範に繰り返されることを防げなかつたのであるから、学校長に対し、適切な指導、監督を怠つたものと評価せざるを得ず」とされ、結果責任としての過失責任を指摘されているものであり、「重大な過失」とは認定されていない。

また、前記2の(2)オで確認したとおり、同判決理由が「職場離脱を行ったのは、ほかならぬ教職員らであり、学校長等の黙認があったとはいえ、それが本来の有給休暇取得手続とは大きくかけ離れた、無定型で、記録にもとどめられないものであるだけに、違法性の意識を抱くのに困難はなかつたというべきである」と認定した状況の中で、本件職場離脱行為が広範に続けられていたのであり、また前記(5)で確認した求償権の要件を「重大な過失」とした趣旨から、本件職場離脱行為を防げなかつたという結果をもって、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態である「重大な過失」があつたということはできない。

(8) 次に、榎田現教育長については、前記2の(2)ウで確認したとおり、確定広島高裁判決の判決理由においては、当時の教職員課長としての義務懈怠については、「基本的に学校長及び辰野元教育長の義務懈怠の評価に包摂される

ということができ、独立して判断する必要があるとは認められない」とされているところ、県教委として前記(7)の数次の通知等を発する等の対応を行つており、榎田現教育長は、事務局の事務を統括する教育長の指揮監督を受け事務を行っていたのであることから、榎田現教育長に「重大な過失」があつたとは認められない。

以上のことから、県が、辰野元教育長及び榎田現教育長に対し、県の有する求償権の行使を怠っているとは認められない。

よって、本件請求は、理由がないので棄却する。